

令和6年度

船橋市公共用地先行取得事業
特別会計予算

議案第3号

令和6年度船橋市公共用地先行取得事業特別会計予算

令和6年度船橋市の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,688,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

令和6年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹

第1表 歳入歳出予算

歳入
款

(単位：千円)

歳入		項	金額
10	繰入金		727,000
		10	繰入金
20	市債		961,000
		10	市債
歳入		合計	1,688,000

歳 出		(単位：千円)	
款	項	金	額
10	公共用地先行取得事業費		961,000
	10 公共用地先行取得事業費		961,000
15	公債費		727,000
	10 公債費		727,000
△	諸支出金		0
	△ 繰出金		0
歳 出 合 計		1,688,000	

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
都市計画事業用地等買収費	令和6年度～令和8年度	387,000千円

第3表 地方債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地先行取得事業	961,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。

